

# その他の古物営業法等の改正概要

(平成 30 年 10 月 24 日施行)

## 1. 欠格事由の追加 (法第 4 条)

**改正前**: 暴力団員や窃盗罪で罰金刑を受けた者の古物営業の制限無し



**改正後**: 暴力団員、その関係者及び過去 5 年間に窃盗罪で罰金刑を受けた者は古物営業不許可

## 2. 簡易取消しの新設 (法第 6 条)

**改正前**: 所在不明の場合の許可の取消しは、3 ヶ月以上所在不明であることを公安委員会が立証し、聴聞の手続きが必要



**改正後**: 営業者の所在を確知できないことを官報で公告し、公告の日から 30 日を経過しても申出がないときは、許可取消しが可能

## 3. 営業制限の見直し (法第 14 条)

**改正前**: 古物を受け取ることができるのは、営業所か取引の相手方の住所又は居所



**改正後**: あらかじめ次の届出をすれば、イベント会場等の仮設店舗で古物の受け取りが可能

- 仮設店舗において古物営業を営む日から **3 日前までに**、仮設店舗を設けようとする場所の所轄警察署に「**仮設店舗営業届出書**」(別添)を提出

## 4. 非対面取引における本人確認方法の追加 (施行規則第 15 条第 3 項)

インターネットの普及を踏まえ、確認方法を追加した。

古物営業者が提供した専用ソフトウェアにより、古物を買取る際に、相手の容貌及び運転免許証等の写真付き身分証明書を撮影した画像の送信を受け、画像を帳簿とともに保管するなどの確認方法を追加

※マイナンバーの通知カードは、相手方の身分証明書として認められません。

## 5. 帳簿における自動車に係る記載事項の追加 (施行規則別記様式第 15, 16 号)

自動車の取引の際は、帳簿の特徴欄に自動車検査証を確認の上、自動車登録番号又は車両番号、自動車の種別、車名、車台番号、型式、総排気量又は定格出力及び所有者の氏名又は名称、損傷箇所等の必要事項を記載することとされた。(別添のとおり)

## 仮設店舗営業届出書

古物営業法第14条第1項ただし書の規定により仮設店舗における営業の届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

㊟

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏 名	
又は名称	

1	日 時	
	場 所	
2	日 時	
	場 所	
3	日 時	
	場 所	
4	日 時	
	場 所	

記載要領 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第15号（第17条関係）

受 入 れ								払 出 し					
年月日	区別	取引した古物			相手方の真偽を確認 するためにとった措置 の区分（及び方法）	取 引 の 相 手 方				年月日	区別	取引の相手方	
		品 目	特 徴	数 量		住 所	氏 名	職 業	年 齢			住 所	氏 名

備考

- 「受入れ」の「区別」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。
- 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。
- 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。

別記様式第16号（第17条関係）

年 月 日	売主の氏名		売主の住所
品 目	特 徴	数 量	買 主 の 住 所 及 び 氏 名

備考

- 1 「品目」欄は、一品ごとに記載することとし、同欄には、例えば、「紺サージ背広三つぞろい」、「金側腕時計」、「黒色軽自動車」のように、品名を記載すること。ただし、同一種類の製品で、区別しにくいものは、一括して記載することができる。
- 2 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木の名入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。